

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、寒河江ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金[※]を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

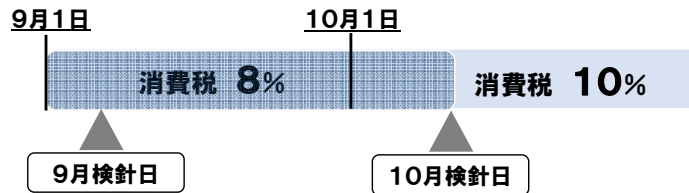
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して一般ガス小売供給約款をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま



対象契約種別

一般ガス小売供給契約

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

契約種別	適用条件	区分		新	旧	新 基準	旧 基準
				基本料金	基本料金	単位料金	単位料金
一般ガス 小売供給 契約	なし	A	0~23 m ³	889.9 円	873.72 円	386.26 円/m ³	379.24 円/m ³
		B	24~116 m ³	1364.0 円	1339.2 円	354.92 円/m ³	359.27 円/m ³
		C	117 m ³ 以上	10780.0 円	10584.0 円	280.94 円/m ³	280.15 円/m ³

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 当社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください
（URL：<https://www.sagaegas.jp>）
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

*リース料金について

平成31年3月31日以前に交換・設置されている場合は使用期間満了まで消費税率 8%となります。

その他の場合は令和元年10月1日から新しい税率（今回は10%）に変更になります。

寒河江ガス株式会社（小売登録番号C0016）

住所 寒河江市石田24番地

【窓口】

TEL：0237-86-2333

受付時間：午前8時30分から午後5時00分

（土・日・祝日を除く）

周知徹底のため、8月と9月2回配布いたします。